令和5年度障がい者雇用促進フォーラムみえ

## 障害者雇用納付金と助成金



本日お話する内容

- 1 障害者雇用納付金
- 2 障害者雇用納付金関係助成金等
- 3 JEEDの障害者雇用支援

## \らしく、はたらく、ともに /

# **WIJEED**

JEED(※)は、年齢や障害の有無にかかわらず 誰もが能力を発揮し意欲をもって安心して働ける社会の実現を目指し、 働くことを希望する全ての人々の「らしく、はたらく、ともに」に 貢献していきます

※「JEED」は「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」の略称です。



JEED事業概要パンフレット

**JEED** 

検索

くらしく、はたらく、ともに /

*輸·障害·求職者雇用支援機構* 

## JEED三重県内施設案内

#### 三重支部

三重職業能力開発促進センター

(愛称:ポリテクセンター三重) 〒510-0943 四日市市西日野町4691

TEL: 059-321-3171(代表)

- ・電車/四日市あすなろう鉄道「西日野駅」 から徒歩10分



#### 三重支部/高輪・障害者業務課

〒514-0002 津市島崎町327-1 (ハローワーク津2階)

TEL: 059-213-9255 (代表)

#### 三重障害者職業センター

〒514-0002 津市島崎町327-1 (ハローワーク津3階)

TEL: 059-224-4726(代表)

#### 〇交诵機関

• 電車/JR: 近鉄「津駅東口」から徒歩



#### 三重職業能力開発促進センター

伊勢訓練センター (愛称:ポリテクセンター伊勢)

〒519-0501 伊勢市小俣町明野685

TEL: 0596-37-3121 (代表)

#### 〇交诵機関

・電車/近鉄「明野駅」から徒歩10分



- 1 障害者雇用納付金
- 2 障害者雇用納付金関係助成金等
- 3 JEEDの障害者雇用支援

## 【障害者雇用納付金制度とは】

障害者雇用は事業主が**共同して果たしていくべき責任**であるという**社会連帯責任**の理念に立って、

事業主間の障害者雇用に伴う

### 経済的負担を調整するための制度

(「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいた制度)

常用雇用労働 続または断続し 者の総数が て か月以上 100 人を超える月(注1)が 上ある事 事業主 (注2)

務あり

令和6年度の申告申請対象期間は「令和5年4月1日~令和6年3月31日」です。

納付金の納付が必要

納付金の額= (法定雇用障害者数-常用障害者数)の各月の合計数

×1人当たり月額5万円

調整金の支給申請が可能

調整金の額=(常用障害者数-法定雇用障害者数)の各月の合計数

×1人当たり月額2万9千円

特例給付金の申請が可能

特定短時間障害者の数×

ものど 場ち 合ら

下回つ

ている

超えて

いる

法定雇用障害者数(注3) 常用障害者数が

を

1人当たり月額7千円(100人超事業主)

在宅就業障害 者特例調整金 の申請が可能

各種助成 金の申請が 可能

注1: 算定基礎日時点における、除外率適用前の常用雇用労働者数で算定。

「事業主」とは事業活動を行う主体をいい、個人企業にあってはその企業主個人、会社その他の法人組織にあっては法人そのものをいう。 申告申請に係る事業主の単位は、営業所・出張所等を有する全ての事業所を含めたものとなり、原則法人単位による申告申請が必

注3:法定雇用障害者数は申告申請対象期間中における月々の「常用雇用労働者の総数×2.3%(端数切捨て)」を合計した数。 除外率適用を受けている事業所がある場合は適用後の数。ただし、調整金においては除外率は適用されない。

令和6年度の申告申請対象期間は「令和5年4月1日~令和6年3月31日」です。

報奨金の支給申請が可能

①「4月から3月までの各月ごとの常用雇用労働者の総数 × 4/100の合計数」又 は②「72人」のいずれか多い数を超える障害者を雇用している事業主

1人当たり月額2万1千円

特例給付金の申請が可能

特定短時間障害者の数×1人当たり月額5千円 (100人以下事業主)

在宅就業障害者特例報奨金の申請が可能

各種助成金 の申請が可能

「常用雇用労働者総数報告書」の提出が必要な場合がある

**昨年度は申告義務があり、今年度は申告義務なしとして申告を行わない事業主のみ**各 都道府県申告申請窓口に提出してください。

注1: 算定基礎日時点における、除外率適用前の常用雇用労働者数で算定。

注2:「事業主」とは事業活動を行う主体をいい、個人企業にあってはその企業主個人、会社その他の法人組 織にあっては法人そのものをいう。 申告申請に係る事業主の単位は、 営業所・出張所等を有する全ての 事業所を含めたものとなり、原則法人単位による申告申請が必要。

令和6年度

令和5年度の 月額2万7千円

から変更

|続または断続し 雇用労働者の総数が ح 5 か 月以上 100 人を超える月(注1)が |ある事業主(注2)

納付

金

申告義務

な

え

令和6年度

# 1 障害者雇用納付金

## 2 障害者雇用納付金関係助成金等

## 3 JEEDの障害者雇用支援

障害者の雇入れや雇用の継続のために取り組む事業主を支援します 障害者雇用納付金関係助成金等のごあんない 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)と厚生労働省で行っている障害者の雇用に関 する助成金等の制度についてご案内しています。対象となる障害者の雇入れ前から雇入れ後のタイミング 別に利用できる助成金等をご紹介します。 **JEED** 雇入れ前 厚生労働省 2 特定求職者雇用開発助成金 2-1 特定就職困難者コース 2-2 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース 障害者の場合 短時間労働の精神障害者・発達障害 労働局 1-2 障害者短時間トライアルコース 雇入れ時 2-1 特定就職困難者コース 2-2 発達障害者・難治性疾患患者雇用開 労働局 発達障害者・難病患者の場合 作業施設等(トイレ、スロープ等)を 整備する 3 障害者作業施設設置等助成金 3-1 第 1 種作業施設設置等助成金 3-2 第 2 種作業施設設置等助成金 → 4 障害者福祉施設設置等助成金 5 職場適応援助者助成金 5-1 訪問型職場適応援助者助成金 JEED 5-2 企業在籍型職場適応援助者助成金

5 障害者介助等助成金 6-1 職場介助者の配置または委嘱助成金 6-2 職場介助者の配置または委嘱の継続 職場介助者の配置または委嘱 職場介助者の配置または委嘱の継続 措置 JEED 措置に係る助成金 6-3 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱 手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱 JEED 介助者等を配置また は委嘱する 雇用する障害者に対する合理的配慮 6-4 障害者相談窓口担当者の配置助成金 JEED 施門する場合者に対することの記憶の取組を推進するための機能拡充 職場復帰のために必要な職場適応の 措置の実施 業務遂行に必要な援助や指導を行う 6-5 職場復帰支援助成金 JEED 乗務遂行に必要な援助や指導を行う 職場支援員の配置または委嘱 障害者が行う業務の介助を重度訪問 介護等サービス事業者に委託 6-6 職場支援員の配置または委嘱助成金 JEED 6-7 重度訪問介護サービス利用者等職場 介助助成金 重度障害者等通勤対策助成金 7-1 重度障害者等用住宅の賃借助成金 7-2 指導員の配置助成金 7-3 住宅手当の支払助成金 対象障害者用の住宅の賃借 対象障害者用住宅への指導員の配置 対象障害者への住宅手当の支払い 対象障害者のための通動用パスの購 3 JEED JEED 7-4 通勤用バスの購入助成金 JEED 人 対象障害者のための通動用バスの運 7-5 通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 IEED 転手を委嘱 通勤を容易にするために指導、援助 7-6 通勤援助者の委嘱助成金 JEED 7-7 駐車場の賃借助成金 JEED が必要な対象障害者に使用させるための駐車場を賃借 目ら運転する自動車で通動すること が必要な対象障害者に使用させるための通動用自動車を購入 開棄者の通動の援助を重度訪問介護 等サービス事業者に委託 7-8 通勤用自動車の購入助成金 JEED 7-9 重度訪問介護サービス利用者等通勤 JEED 8 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助 JEED 9 キャリアアップ助成金 9-1 障害者正社員化コー 労働局 助成金以外の支給金 常時雇用する労働者数が100人を超えており、常用障害者 数が法定雇用障害者数を超えている → 10 障害者雇用調整金 JEED 常時雇用する労働者数が100人以下で、常用障害者数が 定数を超えている JEED 特に短い時間であれば働くことができる障害者を雇用して いる → 1 2 特例給付金 JEED [窓口検索]https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html (助成金を詳しく知る) https://www.jeed.go.jp/disability/subsidy/index.html 調度生労働省の助統金についてのお問い合わせ未量 都道病保労無品、以共概素を定所(バローフーグ) 専生労働省トームページ事業ようのための原理開機係助成金jhttps://www.mhlw.go.jp/stf/se bunya/koyou roudou/koyou/kvufukin/index.html JEED

令和5年度 (※令和6年度 制度改正予定)

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

### 申請事業主の方へ

## 障害者雇用助成金の申請について

~ 障害者雇用納付金制度に基づく助成金 ~



## 目次

はじめに

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

- 1 障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは
- 2 障害者作業施設設置等助成金
- 3 障害者福祉施設設置等助成金
- 4 障害者介助等助成金
- 5 職場適応援助者助成金
- 6 重度障害者等通勤対策助成金
- 7 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- 8 助成金の認定申請から受給までの流れ
- 9 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金および 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金
- 💵 各種助成金のパンフレット等のご案内
- 11 申請窓口のご案内

赤枠は三重支部において 申請・問合せの多い助成金

### ■はじめに■

障害者を雇用する際には、作業施設・設備の改善や職場環境の整備、 雇用管理制度の整備等を障害特性に応じて行うことにより、障害者各 人の能力と適性を十分に引き出すことが重要となります。



障害者雇用助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき 設けられた障害者雇用納付金制度として、障害者の雇入れや雇用の継 続を行うために必要となる施設・設備の整備や雇用管理の整備等を行 う事業主に対して、助成を通じて支援するものです。

13

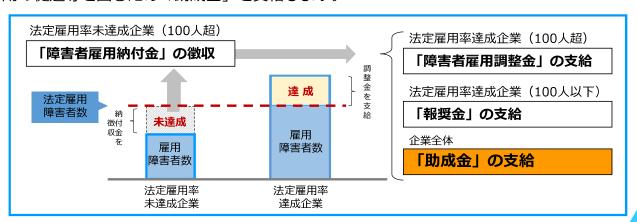
## 1. 障害者雇用納付金制度に基づく助成金とは

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

### ◆障害者雇用納付金制度

障害者雇用の義務を履行している事業主と履行していない事業主間の、障害者雇用に伴う 経済的負担の調整を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対する助成、援助を行うため の制度です。

法定雇用率未達成企業から「障害者雇用納付金」を徴収し、法定雇用率達成企業に対して「障害者雇用調整金」、「報奨金」を支給します。また、全ての企業を対象に、障害者の雇用の促進等を図るため「助成金」を支給します。



令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

### ◆障害者雇用納付金制度に基づく助成金

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

- · 障害者作業施設設置等助成金
- · 障害者福祉施設設置等助成金
- · 障害者介助等助成金
- · 職場適応援助者助成金
- · 重度障害者等通勤対策助成金
- · 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

#### 【参考】雇用保険二事業の助成金(都道府県労働局・ハローワーク)

· 特定求職者雇用開発助成金

(特定就職困難者コース、

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)

・ トライアル雇用助成金

(障害者トライアルコース、 障害者短時間トライアルコース) 人材開発支援助成金 (障害者職業能力開発コース)

## 2. 障害者作業施設設置等助成金

◆概要

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等の設置・整備(事務 所内のドアの改修、車いす用トイレの設置など)を行う場合に、その費用の一部を助成します。

#### ◆種類

- ▶第1種作業施設設置等助成金(工事、購入等による設置・整備)
- ▶第2種作業施設設置等助成金(賃借による設置)

#### 例1 従業員通用口前スロープの設置

新たに採用する身体障害者(下肢障害:車いす使用)が、事業所の従業員通用口前の段差を上がることが困難であるため、従業員通用口前の段差に車いす対応のスロープを設置

#### 例2 社用車の改造

業務で外出する身体障害者(下肢障害)が、市販の車ではアクセル操作及びブレーキ操作が困難であるため、両腕だけで運転できるように改造

#### ◆支給の要件

#### 支給対象となる事業主

- ① 障害者を雇い入れるか継続して雇用する事業主が、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための措置(作業施設等の設置・整備)を行うこと
- ② 措置を行わなければ、その障害者の雇い入れ又は雇用の継続が困難となること
- ③ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと(※パンフレット参照)

雇用されてから6か月を超え ている場合には対象とならない(中途障害者や人事異動等 の場合を除く)

#### 支給対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者

(※ 在宅勤務の場合も対象)

#### 支給対象となる措置

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等(作業施設、附帯施設作業設備)の設置・整備

- 作業施設・・・作業、就労する施設・場所
- 附帯施設・・・作業施設に附帯する施設(トイレ、スロープ、自動ドア等)
- 作業設備・・・作業、使用する設備・機器等

#### 措置の ポイント

- 支給対象となる作業施設は、支給対象障害者の障害特性による課題を 克服し作業を容易にするために配慮された施設であること
- 支給対象となる附帯施設は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し 就労することを容易にするために配慮された施設であること
- 支給対象となる作業設備は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し、 次に該当する設備であること
  - ・支給対象障害者の作業を容易にすることを目的として製造された設備 (視覚障害者用拡大読書器等)
  - ・支給対象障害者の作業を容易にするために改造を加えた設備 (ただし、改造部分のみが対象)
- 事業に本来必要な施設・設備と判断されるものは対象外

#### 助成額

作業施設等の設置・整備に要する対象部分の費用 × 2/3 (助成率)

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

#### 《限度額》

- ■第1種作業施設設置等助成金
  - 対象障害者1人につき450万円 (作業設備のみは150万円(中途障害者の場合は450万円))
  - ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である 場合は1人につき上記の半額
  - ・1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円
- ■第2種作業施設設置等助成金
  - 対象障害者1人につき月13万円 (作業設備のみは月5万円(中途障害者の場合は1人につき13万円))
  - ・短時間労働者(重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く)である 場合の限度額は1人につき上記の半額

※短時間労働者・・・週所定労働時間が20時間以上(精神障害者にあっては15時間以上)30時間未満である方

#### 支給期間

3年間 (第2種作業施設設置等助成金) ※ 支給後の再度の認定申請は可

## 【事例】第1種作業施設設置等助成金

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

【対象者】

#### 精神障害者

#### 【事例】

発達障害により精神障害者手帳を取得したAさんは、聴力に問題はありませんが、 障害特性(聴覚情報処理障害)により音声情報の取捨選択が困難なため、意思疎通 に課題がありました。

課題を解決するため、聞き取りが困難な環境でも快適な聞き取りをサポートする 「デジタルワイヤレス補聴援助システム(集音マイク・受信機等)」を助成金を活 用して購入し、購入費用の2/3の助成を受けました。

導入以前は、資料や筆談形式により業務指示等を行っていましたが、導入後は、 通常の会話による意思疎通が可能になり、円滑な業務遂行が可能になりました。 ※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

## 4. 障害者介助等助成金

#### ◆概要

障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な措置(職場介助者の配置、手話通訳担当者の委嘱など)を行う場合に、その費用の一部を助成します。

#### ◆種類

- ▶職場介助者の配置又は委嘱助成金
- ▶障害者相談窓口担当者の配置助成金
- ▶職場支援員の配置又は委嘱助成金
- ▶手話诵訳・要約筆記等担当者の委嘱助成金

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

▶職場復帰支援助成金

「障害者相談窓口担当者の配置助成金」は、 令和6年3月31日に廃止されます。

#### 職場復帰支援助成金

#### 支給対象となる事業主

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

- ① 障害者を雇用する事業主が、雇用の継続のために必要となる職場に適応することを容易にするための措置(職務開発その他職場復帰のために必要な職場適応の措置)を行うこと
- ② 措置を行わなければ、障害により、その障害者の雇用を継続することが困難となること
- ③ 措置を行った事業主であって、職務転換後の職務遂行に必要となる基本的な知識及び技術を習得させるための講習を実施したものであること
- ④ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと(※パンフレット参照)

#### 支給対象となる障害者

医師の意見書により、これら障害等に関連し、1か月 以上の療養のための休職等が必要とされた方

身体障害者、精神障害者、難病等患者、高次脳機能障害のある方 (※ 在宅勤務の場合も対象)

#### 支給対象となる措置

次の①~③のいずれかに該当する職場復帰のための措置

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

- ① 時間的配慮等(次のイ〜八のいずれかに該当)
  - イ 医師の意見書及び支給対象障害者の同意の下に実施する「労働時間の調整」
  - □ 就業規則等に規定する有給休暇制度以外の「通院又は入院のための特別な有給休暇の付与」
  - 八 支給対象障害者の同意の下に実施する「独居を解消し親族等と同居するための勤務地の変更」
- ② 職務開発等(次のイ又は口のいずれかに該当)
  - イ 外部専門家の援助を得て行う職務開発
  - ロ 休職等の前に従事していた職務について外部専門家の援助の結果を踏まえた職種転換
- ③ ②の職務開発等の措置に伴う講習の実施(次のイ~八の全てに該当)
  - イ 障害特性に応じた新たな職務の遂行に必要となる基本的な知識・技術を習得する講習であること
  - □ 1回の講習の時間が1時間以上であること
  - 八 講習の講師は、講習内容に直接関連する職種の経験が3年以上ある方であること
    - 1年以上の計画期間を定めるもの
    - 職場復帰の日から3か月以内に措置を開始

#### 措置の ポイント

- 労働時間の調整は、通勤時間の短縮のための本人の転居を要しない 勤務地の変更も対象
- 医師の意見書に記載された必要な通院回数以上の通院回数が確保できるものに限る

#### 助成額

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定) 23

支給対象障害者1人あたり、支給対象障害者が支給対象期中に就労した月数(出勤割合が6割に満たない月は除く)を支給月額に乗じた額

支給月額	支給対象期間	各支給対象期における 支給額(最大)	
6万円(4.5万円)	最大1年(1年)	36万円×2期(27万円×2期)	

※ ()内は中小企業以外の事業主に対する支給額及び支給対象期間

上記に加え、職務開発等の措置に伴う講習を行った場合、その講習に要した対象経費に応じ て一定額を支給

要した経費	支給対象期における支給額	支給対象期間	
5万円以上10万円未満	3万円(2万円)		
10万円以上20万円未満 6万円(4.5万円)		1年(1年)	
20万円以上	12万円(9万円)		

#### 支給期間

1年間

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

#### 支給対象となる事業主

- ① 障害者を雇用する事業主が、雇用の安定を図るために必要な措置(職場支援を行う方を配 置・委嘱)を行うこと
- ② 措置を行わなければ、障害により、その障害者の雇用を継続することが困難となること
- ③ 支給対象障害者の雇入れ日、勤務時間延長の開始日、配置転換の日、業務内容の変更日、 職場復帰の日又は企業在籍型職場適応援助者助成金に係る支援終了の日の翌日から起算して 6か月以内に行う措置であること
- ④ 労働関係法令違反など支給できない事業主に該当しないこと(※パンフレット参照)

#### 支給対象となる障害者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、発達障害者、難病等患者、高次脳機能障害のある方

#### 支給対象となる措置

業務の遂行に必要な援助又は指導の業務を行う職場支援員の配置又は委嘱

措置の ポイント

- 《配置》 支給対象障害者が勤務する同一の事業所で勤務し、常時見守りつつ、 必要に応じて面談や就業上の支援ができること
  - 支給対象期間中に本助成金などの支給対象者として支援する障害者の人数の合計が3人以下であること
- 《委嘱》 

  委嘱される方が障害者の就労・定着支援に係る業務を行うこと
  - 支給対象障害者に対する面談を申請事業主の事業所に訪問して行う こと

助成額

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)

《配置》 支給対象障害者・事業主の区分に応じた月額 × 支援している支給対象障害者数

支給対象障害者	支給月額	支給対象期間	各支給対象期における 支給額(最大)
短時間労働者以外の方	4万円	2年(2年)	24万円(18万円)×4期
	(3万円)	※精神障害者の場合3年	※精神障害者の場合6期
短時間労働者	2万円	2年(2年)	12万円(9万円)×4期
	(1.5万円)	※精神障害者の場合3年	※精神障害者の場合6期

※ ()内は中小企業以外の事業主に対する支給額及び支給対象期間

※※短時間労働者・・・週所定労働時間が20時間以上(精神障害者にあっては15時間以上)30時間未満である方

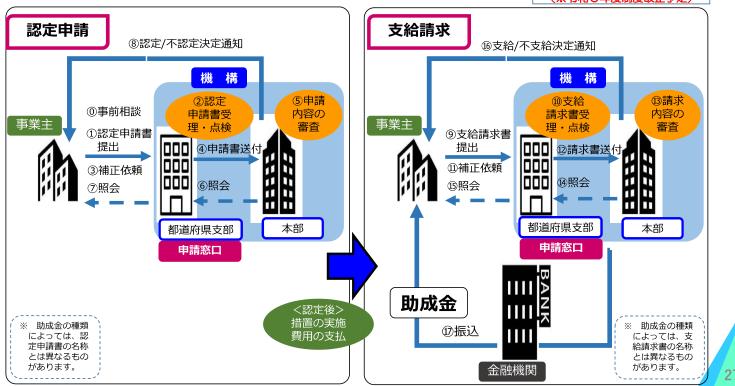
《委嘱》 支給対象期間の委嘱による支援(訪問面談) 1回あたり最大1万円 (実際に委嘱に要した費用(ただし月額4万円まで)が上限)

#### 支給期間

最長2年間(支給対象障害者が精神障害者の場合は最長3年間) (企業在籍型職場適応援助者助成金受給後に継続する措置である場合は最長6ヶ月)

## 8. 助成金の認定申請から受給までの流れ

令和5年度抜粋版 (※令和6年度制度改正予定)



## 10. 各種助成金のパンフレット等のご案内

令和5年度版 (※令和6年度制度改正予定)





パンフレットや各種助成金の申請様式は機構ホームページからダウンロードできます。

JEED 障害者助成金

検索

## 11. 申請窓口のご案内

障害者雇用納付金制度に基づく助成金に関するご相談・申請等は、各都道府県支部の高齢・障害者業務課(東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課)へお問い合せください。



機構HPより各都道府県支部の高齢・ 障害者業務課(高齢・障害者窓口サ ービス課)が検索できます。

JEED 支部

検索

1 障害者雇用納付金

2 障害者雇用納付金関係助成金等

3 JEEDの障害者雇用支援

## JEED三重県内施設案内

#### 三重支部

#### 三重職業能力開発促進センター

(愛称:ポリテクセンター三重) 〒510-0943 四日市市西日野町4691 TEL:059-321-3171(代表)

#### ○交通機関

・電車/四日市あすなろう鉄道「西日野駅」 から徒歩10分

・三交バス/近鉄「四日市駅」「南日永経由 笹川団地行、笹川テニス場行」いずれも「笹 川東」下車徒歩5分



#### 三重支部/高輪•障害者業務課

〒514-0002 津市島崎町327-1 (ハローワーク津2階)

TEL: 059-213-9255 (代表)

#### 三重障害者職業センター

〒514-0002 津市島崎町327-1 (ハローワーク津3階)

TEL: 059-224-4726(代表)

#### 〇交通機関

・電車/JR:近鉄「津駅東口」から徒歩 20分



#### 三重職業能力開発促進センター

伊勢訓練センター (愛称:ポリテクセンター伊勢)

〒519-0501 伊勢市小俣町明野685 TEL: 0596-37-3121(代表)

#### 〇交通機関

・電車/近鉄「明野駅」から徒歩10分



### 三重障害者職業センター

## における障害者雇用に関する支援

#### 1 障害者に対するサービス

○職業評価・職業相談

就職の希望等を把握した上で、職業能力等を相談・評価し、これらを基に、就職して職場に適応するために必要な支援内容・方法等を含む個々人の状況に応じた「職業リハビリテーション計画」を策定します。

〇職業準備支援

障害者職業センター内で作業体験、職場準備講習、社会生活技能訓練等を行うことにより、事業所で必要とされる基本的な労働習慣の体得、作業遂行能力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を図ります。職業準備支援の修了後、ハローワークによる職業紹介、ジョブコーチによる支援(下記参照)、企業での職場実習棟につなげていきます。

#### 2 障害者及び事業主に対するサービス

〇ジョブコーチ (職場適応援助者) による支援

障害者がスムーズに職場適応できるように、ジョブコーチを事業所に派遣し、障害者及び事業主に対して、障害特性を踏まえた直接的・専門的な支援を行います。

〇リワーク支援

うつ病等により休職されている方や休職されている方の復職を考えている事業主に対して、主治医等と密接な連携のもと、職場に戻るためのウォーミング アップ支援や職場復帰に向けたコーディネートを行います。

#### 3 関係機関に対する助言・援助サービス

障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者等関係機関に対しては、支援計画の策定や支援の実施方法、他機関との連携方法等の職業リハビリテーションに関する専門的・技術的な助言・援助を行っています。

#### 4 事業主対するサービス

障害者雇用の相談や情報提供を行うほか、障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、必要に応じ、「事業主支援計画」を作成して、 雇用管理に関する専門的な助言・援助を体系的に行います。

### 障害者雇用に関する事例紹介・参考資料等

#### 障害者雇用事例リファレンスサービス

#### ◆ 障害者雇用事例リファレンスサービスとは ( https://www.ref.jeed.go.jp/)

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる 事例(モデル事例)や合理的配慮の提供(障害の特性や本人の希望・ニーズに応じて個別に配慮している取組)に関 する事例を収集し、ホームページ「障害者雇用事例リファレンスサービス」で紹介しています。



JEED 障害者雇用事例

検索

2

#### 障害者雇用に関する参考資料等







○「障害者雇用マニュアル コミック版(No.1~6)」 障害者雇用に関する問題点の解消のためのノウハウや具 体的な雇用事例を、障害別にコミック形式でまとめたマ ニュアルです。



○啓発誌「働く広場」

障害者雇用事業所の職場ルボ等最新の雇用事例を中心に、身近な障害者雇用問題を取り上げた事業主様向けの啓発誌。(毎月25日発行)



○「障害者の労働安全衛生対策ケースブック」 障害者の雇用管理や雇用形態、職場環境、職 域開発などについて事業所が創意・工夫して実 践している取組を、テーマ別にとりまとめて紹 介しています。





- ○「はじめての障害者雇用~事業主のためのQ&A~」
- ・障害者雇用はどのように進めればいい?・どのような仕事をしてもらったらいい?
- など、企業の方が障害者雇用を進めるにあたって直面することが多い不安などに対して、具体的な方策や関連情報をQ&A形式で解説していますのでぜひご活用ください。

〇その他様々な参考資料等をJEEDホームページに掲載しております。

JEED 障害者雇用の事例紹介

検索

## ご清聴いただきありがとうございました。

